

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象事業費	対象	補助率		補助上限額	
			一般農業者	認定農業者 ・ 認定新規就農者	一般農業者	認定農業者 ・ 認定新規就農者
1 営農支援事業	(1)肥料等の購入に要する費用	有機・化成肥料、堆肥、土壌改良剤等の購入	1/3 以内	2/3 以内	100,000 円	400,000 円
	(2)生産資材の購入に要する費用	農具（スコップ、鍬、剪定鋏、鎌等）、被覆資材（ハウスの外張り・内張り資材、マルチシート、不織布等）、支柱、灌漑用品（灌漑用ホース、スプリンクラー等）等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)農業廃棄物の処分に要する費用	農業廃棄物（作物残渣、資材、農薬等）の処分 ※処分に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
2 病虫害・有害鳥獣防除支援事業	薬剤・資材等の購入に要する費用	薬剤（殺虫剤、殺菌剤、忌避剤等）・資材（柵、防虫ネット等）等の購入 ※薬剤については除草剤を除く ※薬剤の散布等に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
3 出荷・販売支援事業	(1)あまやさいの出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されている結束帯、防曇袋、トレイ、段ボール等の購入	2/3 以内	3/4 以内		
	(2)出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されていない結束帯、防曇袋、トレイ、段ボール、出荷用コンテナ等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)野菜販売機の導入に要する費用	野菜販売機の購入・設置 ※設置に係る費用（人件費、出張費等）	1/3 以内	2/3 以内		

		を含む				
4 省力化・生産性向上支援事業	(1)園芸用施設の導入・修繕に要する費用	園芸用施設（ビニールハウス、ガラス室、果樹棚等）及びその付帯設備（換気扇、カーテン等）の設置・修繕 ※設置・修繕に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内		
	(2)農業機械・灌漑施設の導入・修繕に要する費用	農業機械（トラクター、選別・計量機、包装機等）、灌漑施設（井戸、ポンプ等）の導入・修繕・メンテナンス・レンタル ※導入・修繕等に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内		
5 ブランド化推進支援事業	農作物のブランド力・認知度向上に資する資材の購入に要する費用	認定農業者等が生産する農作物のブランド名・商品名を表記した梱包資材（段ボール、袋等）農作物のPRを目的としたグッズ（チラシ、掲示物等）の製作 ※単なる品種名を表記した資材は除く	1/3 以内	2/3 以内		
6 有機 JAS 認証の取得支援事業	有機JAS認証の取得の申請に要した費用	新たな有機JAS認証の取得にあたって必要な費用 ※必須となっている講習会等の受講料、申請料、実地検査等に関するもの	1/3 以内	2/3 以内		
7 農業体験・学習支援事業	農業体験・学習の実施に要する費用	市民を対象とした農業体験会（田植え、芋掘り等）、学習講座（市内の農業、営農、野菜等について学ぶ講座）の実施 ※定員を10名以上としているものに限る	5,000 円以内/回	10,000 円以内/回		
8 防災協力農地登録推進事業	防災協力農地の登録への補助	当該年度の初日が属する年の1月1日から12月31日までの期間における	登録農地 1 m ² につき 10 円 （登録された初年限り）		補助上限額なし	

		農地の登録				
9 あまやさい 運搬支援事業	あまやさい地産地消推進 店へのあまやさいの運搬 に要する費用	あまやさい地産地消推進店への尼崎市 内産野菜（あまやさい）の運搬 ※自らまたは宅配業者による運搬に限 る ※店内で運搬された尼崎市内産野菜 （あまやさい）を使って調理している あまやさい地産地消推進店への運搬に 限る	1,250 円以内/回	1,250 円以内/回	初年度：50,000 円 2 年目：40,000 円 3 年目：30,000 円	100,000 円

備考

- 1 補助上限額の欄に示す金額は1世帯（法人の場合は1法人）あたりの金額を示す。
- 2 一般農業者への「9 あまやさい運搬支援事業」に係る補助金については、同事業に係る申請が行われた初年度から起算して、3年度間に限り交付する。